

この資料は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づき、再エネ発電事業(天狗岩総社発電所)に関して、周辺地域の住民の皆様事前に周知を行うためのものです。

なお、本資料は下記ホームページ※においても閲覧することができます。

※県 HP: <https://www.pref.gunma.jp/page/689250.html>

QR コードより「天狗岩総社発電所」のページをご確認ください。



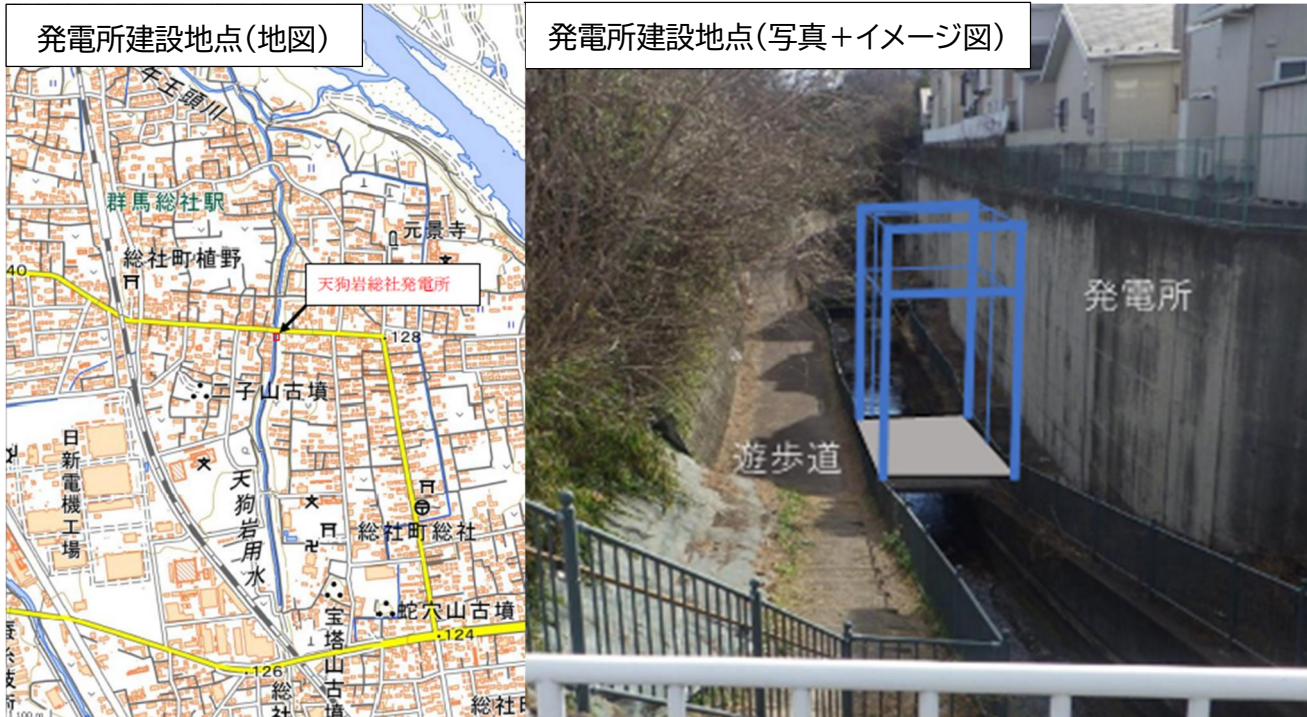
1. 事業計画の概要

■ 計画概要

認定申請を行おうとする事業者	群馬県企業局 (担当:群馬県庁27F 発電課建設係)
電源種/設置形態/出力	水力発電/流れ込み式/49.9kW

■ 実施場所

- ・ 前橋市総社町総社字町屋敷北 1727 番 4 地先



■ 災害時の活用可能性

- ・ 有(自立運転機能を持つパワーコンディショナーを設置し、停電時に使用可能な非常用コンセントを整備)

2. 関係法令の遵守状況

■ 再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の2第1項の開発行為の許可(林地開発許可)	不要
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。)第 12 条第1項及び第 30 条第1項の許可	不要
宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第 55 号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法(以下「旧盛土規制法」という。)第8条第1項本文の許可	不要
砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第4条第1項(同法第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分	不要
地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第1項及び第 42 条第1項の許可	不要
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第7条第1項の許可	不要

■ 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等

1.国土利用計画法に基づく土地売買等届出	否	2.都市計画法に基づく開発許可	否
3.河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	否	4.港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出	否
5.海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可	否	6.急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	否
7.砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	否	8.地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はばた山崩壊防止区域内の行為許可	否
9.景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出 (前橋市景観条例、前橋市景観計画)	否	10.農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	否
11.農地法に基づく農地転用許可	否	12-1.森林法に基づく林地開発許可	否
12-2.森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出	否	13.文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	要
14.土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	否	15.自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	否
16.自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	否	17.絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	否
18.鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	否	19.環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続	否
20.宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	否	21.風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律に基づく風力発電設備設置等工事計画届	否
22.その他の法律・条令に係る手続き ・前橋市公共物使用等に関する条例に基づく公共物の敷地、流水又は水面を占有することに係る協議	要	23. その他の法律・条令に係る手続き ・河川法に基づく流水の占有の登録	要

■ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出 (前橋市景観条例に基づく行為の届出)	該当無し
--	------

■ 関係法令の手続きのスケジュール

		【令和8年度】					【令和9年度】				
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
13	文化財保護法	事前協議及び申請・登録期間			()						◆届出
22	前橋市公共物使用等に関する条例				◆回答						
23	河川法に基づく流水の占有の登録				◆許可						

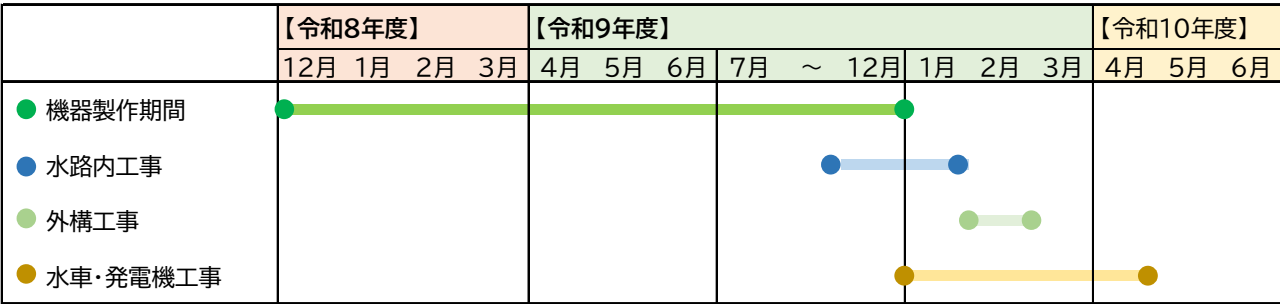
・いずれも未取得のため今後上記スケジュールに沿って各種手続き等を進めていきます。

- 法令遵守するための実施体制
- ・ 群馬県企業局は、群馬県企業管理者を最高責任者とした内部統制を導入し、「群馬県企業局内部統制基本方針」を定めています。内部統制とは、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するプロセスを言い、職員一人ひとりは当然のことながら、組織全体に法令遵守に対する意識を徹底させます。群馬県企業局では、最高責任者のほかにも内部統制責任者、内部統制推進員、内部統制推進員補助者を置き、組織的に内部統制に取り組む体制を構築しています。

3. 土地の権原の取得状況

実施場所	公共物の敷地の占用	取得状況
前橋市総社町総社字町屋敷北 1727 番4地先	前橋市公共物使用等に関する条例に基づく公共物の敷地、流水又は水面を占用することに係る協議	協議中

4. 事業に関する工事概要



★着工予定日
(令和8年12月)

●天狗岩用水断水期間
(令和9年11月～令和10年3月)

◆運転開始予定日
(令和10年4月)

5. 関係者情報

■ 代表者及び予定している保守点検責任者

代表者・発電事業者	群馬県企業局 群馬県企業管理者 成田正士
保守点検責任者	群馬県企業局発電課 電気保安監(統括電気主任技術者)
遠方監視所	群馬県企業局 管理総合事務所
設備保守	群馬県企業局 管理総合事務所 ※外注時は、入札等により保守業者を決定

6. 事業の影響と予防措置

■ 安全面への影響及び予防措置

ア	斜面への設置	・ 設備は、斜面に設置しません。
イ	盛土・切土	・ 大規模な盛土及び切土は行いません。
ウ	地盤強度	・ ボーリング調査及び現地調査の結果に基づき、設備の構造等を検討します。
エ	排水対策	・ 雨水等の状況を踏まえ、必要に応じて排水用の側溝を設置します。
オ	法面保護・斜面崩落防止策	・ 発電設備を法面や斜面に設置しません。
カ	防災施設の先行設置	・ 防災施設が必要な場合は先行して設置を行います。防災施設と他の開発行為の施工順序を整理の上、主要な防災施設を先行して設置するまでの間は、他の開発行為の施工を制限します。
キ	設備設計	・ 各種法令の基準や構造計算に基づき設備設計を行います。
ク	施工後の管理の継続性	・ 群馬県企業局にて定めている「電気工作物保安規程」に基づき、適切な保守点検を行います。維持管理体制は、「5. 関係者情報」のとおりです。

ケ	事業終了後の措置	・ 事業終了する場合には、関係法令を遵守し、可能な限り速やかに設備の撤去・処分を行い、原状回復を行います。
---	----------	---

■ 景観面の影響及び予防措置

ア	景観面への影響	・ 建築基準法における建作物、工作物に該当する大規模な設備はありません。 ・ 山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地へ設備の設置は行いません。
イ	予防措置	・ 「前橋市景観条例」及び「前橋市景観計画」に適合した、周辺環境との調和を図った設備とします。

■ 自然環境及び生活環境面の影響及び予防措置

ア	騒音・振動	・ 関係法規に準拠するほか、発生量を少なくするような対策を検討し、環境への影響を最小限にする様に配慮します。低振動・低騒音・排ガス対応型機械が適応可能な場合は使用します。 ・ 工事資機材の搬出入は、平日の昼間を中心に前橋伊香保線から市道、遊歩道を経由して実施します。運搬するトラックの騒音は80～85dBほどが想定されます。 ・ 発電設備の稼働後は、発電所にゴムシートを設置して防音対策を行います。
イ	水の汚れ/濁り	・ 水路内における工事がありますが、上流に位置する坂東大堰の大規模改修に伴う断水時期に実施する予定です。そのため、工事中においても、発電所の運転開始後においても、水の汚れや濁りが発生することはありません。
ウ	流量等への影響	・ 水車への導水のため用水路の一部を二段水路に改修しますが、従前と変わらず上流からの水をそのまま下流へ流す構造ですので流量等に影響はありません。 (右図:天狗岩用水の水収支 青部分が発電所地点における水路流量を表します。完全従属の発電所であるため、水路流量を超えない黄色部分で取水を行います。) 図:天狗岩用水の水収支

■ 廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

ア	設備の廃棄に係る廃棄費用の総額	・ 建設費の5% (≒15,000千円) ※建設費は入札等により決定するので変更になる場合があります
イ	廃棄費用の算定方法	・ 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(水力発電)」第5節撤去及び処分1計画的な廃棄等費用の確保【解説】より
ウ	廃棄費用の積立開始時期及び終了時期	・ 運転開始から20年間を想定しています。 (2028年運転開始の場合は、2047年まで)
エ	廃棄費用の毎月の積立単価	・ 62,500円/月 ※総額がアの場合
オ	設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類及び残土の種類ごとの排出見込量	・ 設置工事 がれき類:6t、掘削残土:3.1m³ ・ 解体工事 がれき類:64t、金属類:18t、 廃プラスチック:0.02t、廃油:6ℓ ※解体工事に伴う残土は発生しません。
カ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令への遵守体制	・ 「2. 関係法令の遵守状況」のとおりです。
キ	土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復	・ 事業終了する場合には、速やかに原状回復を行います。

7. 質問等の募集について

募集方法	メール・郵送にて質問等を募集します。連絡先は下記のとおりです。 ※質問等を提出する際には、氏名の記載をお願い致します。
連絡先(メール)	hatsuden-k@pref.gunma.lg.jp
連絡先(郵送先)	〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 県庁 27 階南フロア 発電課あて
募集期間	令和8年9月1日(火) ~ 令和8年9月28日(月)
回答方法	質問を取りまとめた上で、回覧板及び県のホームページ※にて回答致します。個別には回答を行いません。 ※県 HP: https://www.pref.gunma.jp/page/689250.html QRコードより「天狗岩総社発電所」のページをご確認ください。

